

# 農の人材！外国人採用という選択！

## ■ 外国人を採用する会社が増えています

これまで外国人を雇用した経験がない農家さんは、外国人労働者の募集方法に始まって、就労ビザの取得手続きや、その後の賃金の支払い方法など人事労務管理に大きな不安をお持ちの皆様が多いのではないのでしょうか。

外国人を雇用する手続き自体については特別難しいことはありません。労務、税務など、日本人のスタッフを採用するのと基本的には同じです。細かい手続きについても慣れてしまえば大丈夫！心配はいりません。

### ○ 日本人を雇用する場合と同じこと

- ・ 同じ活動を行う日本人と同程度の報酬を支払うことが求められます
- ・ 労働関係諸法令の適用もあります
- ・ 住民登録が必要です。住所を定めてから 14 日以内に市区町村で手続きをします
- ・ 外国人も、納税義務があります。所得税、住民税の納税者となります
- ・ 社会保険（健康保険や厚生年金）の適用も日本人と同じです

### △ 日本人を雇用する場合と違うこと

- ・ 就労可能な在留資格を取得しなければ日本に滞在できません
- ・ 雇用契約は、在留資格を取得することを条件に結ぶ必要があります
- ・ 在留資格で許可された就労活動以外の活動を行うことはできません
- ・ 就労可能な在留資格には在留期限があるため、満了前までに更新が必要です



## ■ 農業で外国人材を活用できる制度は2つ

技能実習生	特定技能
<p>外国人技能実習制度は、日本の企業において発展途上国の若者を技能実習生として受け入れ、実際の実務を通じて実践的な技術や技能・知識を学び、帰国後母国の経済発展に役立ててもらうことを目的とした公的制度です。監理団体（協同組合や商工会）を通じて技能実習生を受け入れることができます。入国した実習生は、実習実施者（農家など）と雇用関係を結び、最長で5年間、技能実習を行います。</p>	<p>2019年4月から導入された新しい在留資格で、深刻な人手不足と認められた農業をはじめとする14の業種に限り、外国人の単純就労が解禁されました。今まで、我が国では単純労働を外国人が行うことはできませんでしたが、少子高齢化の影響が深刻で、このままでは業界そのものが立ち行かなくなるとの危惧から180度方向転換しました。在留期間は最長で5年間です。</p>

## ■ 農業における技能実習生制度と特定技能制度の対比表

	技能実習生	特定技能
在留資格	技能実習（1号、2号、3号）	特定技能（1号）（農業は2号無し）
目的	職業訓練、国際貢献が目的 単純労働は不可	人手不足の解消 対象14業種（農業含む）で単純労働が可能
受入国	中国、ベトナム等 15ヶ国	原則、自由
在留期間	1号（1年）+2号（2年）+3号（2年） ＝合計で最長5年	最長5年 （なお、技能実習からの移行で最長10年）
外国人の技術水準	なし	相当程度の知識または経験が必要
入国時の試験	なし	技術水準、日本語能力水準を試験等で確認
サポート	監理団体に加入。 監理団体が研修や生活を監理する。	支援機関と契約。 支援機関が就労や生活を支援する。
外国人と受入れ機関のマッチング	通常、監理団体と送出国機関を通して行われる。	受入れ機関が直接海外で採用活動を行う または国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能。
受入れ人数枠	常勤者の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし
活動内容	技能実習計画に基づいて技能などを要する業務に従事する活動 （非専門的・技術的分野） 2,3号は2職種6作業（施設園芸、畑作・野菜、果樹、養豚、養鶏、酪農）に限定	相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野） 日本人と同じ作業を行える
家族の帯同	妻や子など家族の帯同不可	1号資格は家族の帯同不可
報酬	日本人と同等	日本人と同等
転籍・転職	原則不可	同一の業務区分において転職可能

## ■ 外国人雇用においてNGなこと

但し、外国人労働者に対し、以下のような人権侵害行為等を行った場合は、外国人労働者の雇用契約が解除されるほか、以後、最長で5年間にわたって外国人労働者を受け入れることができなくなります。

また、入国管理法や労働関係の各種法令に基づく処罰の対象となる可能性もあります。

		
暴力、脅迫	パスポートや在留カードの 取り上げ	給料の未払い

## ■ 農業の外国人材活用のお問い合わせは・・・

○かがわ農業経営相談所 事務局：（一社）香川県農業会議 tel. 087-812-0810

（公財）香川県農地機構 tel. 087-831-3211

○香川県農業経営課 tel.087-832-3406